

蟹江町立学戸小学校いじめ防止基本方針

1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者をおもいやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織

- いじめ・不登校対策委員会・全職員
- 生徒指導部会・校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、各学年と特別支援の生徒指導担当、養護教諭

3 いじめの防止のための手立て

- 自己肯定感を高める指導
 - ・ ほめる指導を基本にし、よいところ見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ、評価することで、集団への所属感を味わわせる。
 - ・ 問題行動を指導した場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。
- 児童理解と観察
 - ・ 朝の健康観察で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
 - ・ 休み時間に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・ 日記・作文・生活ノート等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
 - ・ けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識し対応する。
- 生活アンケートと個人面談
 - ・ 学期に1回「生活アンケート」を実施し、それを資料として必要に応じて児童の個別面談を行う。
- 情報交換の会
 - ・ 学期に1度、いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめを含めた生徒指導について、全職員での情報交換の会を行う。また、月に1度、生徒指導部会を開き、情報交換や指導方法の確認を行う。
- 人権教育
 - ・ 他者を思いやる気持ちなどをテーマに、児童の人権意識を高めるための学級活動を行う。
 - ・ 12月の全国人権週間には人権集会を開き、児童に人権について考える場を設定する。
- 情報モラル教育の充実
 - ・ ネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させる。

4 いじめが発見された場合の対応

- 初動の対応
 - ・ いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、生徒指導主任及び学年主任に報告する。
 - ・ 生徒指導主任は、いじめ・不登校対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- いじめ・不登校対策委員会の協議
 - ・ いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- 実態把握・解消に向けての対応
 - ・ いじめ・不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- 事後の支援
 - ・ 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認するなど、再発防止に努める。

5 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめ・不登校の報告書を教育委員会に提出し、学校評価に位置づける。